

厚生労働大臣が定める揭示事項

■明細書発行状況に関する事項

当院では医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していくため、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

ただし、明細書には使用した薬剤や行われた検査の名称が記載されます。ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

■後発医薬品の使用

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。

また医薬品の供給状況によって投与するお薬を変更する可能性があります。

なお、令和6年10月より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、患者さまの希望により先発医薬品を処方する場合には、特別の料金をお支払いいただきます。

■バイオ後続品の使用

患者さんの経済的な負担軽減や医療保険財政の改善を図るため、バイオ後続品（バイオシミラー）の使用促進に取り組んでいます。

■長期処方・リフィル処方箋について

当院では患者さんの状態と担当医の判断により、28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を発行することができます。

■夜間・早朝等の加算

当院では、地域の医療提供体制を守るための診療時間の設定をしています。

厚生労働省の規定により、平日 18:00 以降・土曜日 12:00 以降は夜間・早朝等加算が適用されます。

当院の標榜時間外の時間帯で診療を行った場合には、時間外加算・深夜加算・休日加算が適応されます。

■時間外の対応

当院では、地域の医療提供体制を守るため、標榜時間外等の電話対応等に対応できる体制を整えています。

電話等による相談の結果、緊急の対応が必要と判断された場合には、連携機関へ必要な対応を行います。

■医療情報の活用

当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認を行う体制を有しています。患者さまの同意を得て、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

■医療 DX の推進

当院は診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関です。マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施しています。

■発熱・その他感染症などへの対応

当院では受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状がある患者さまを受け入れています。